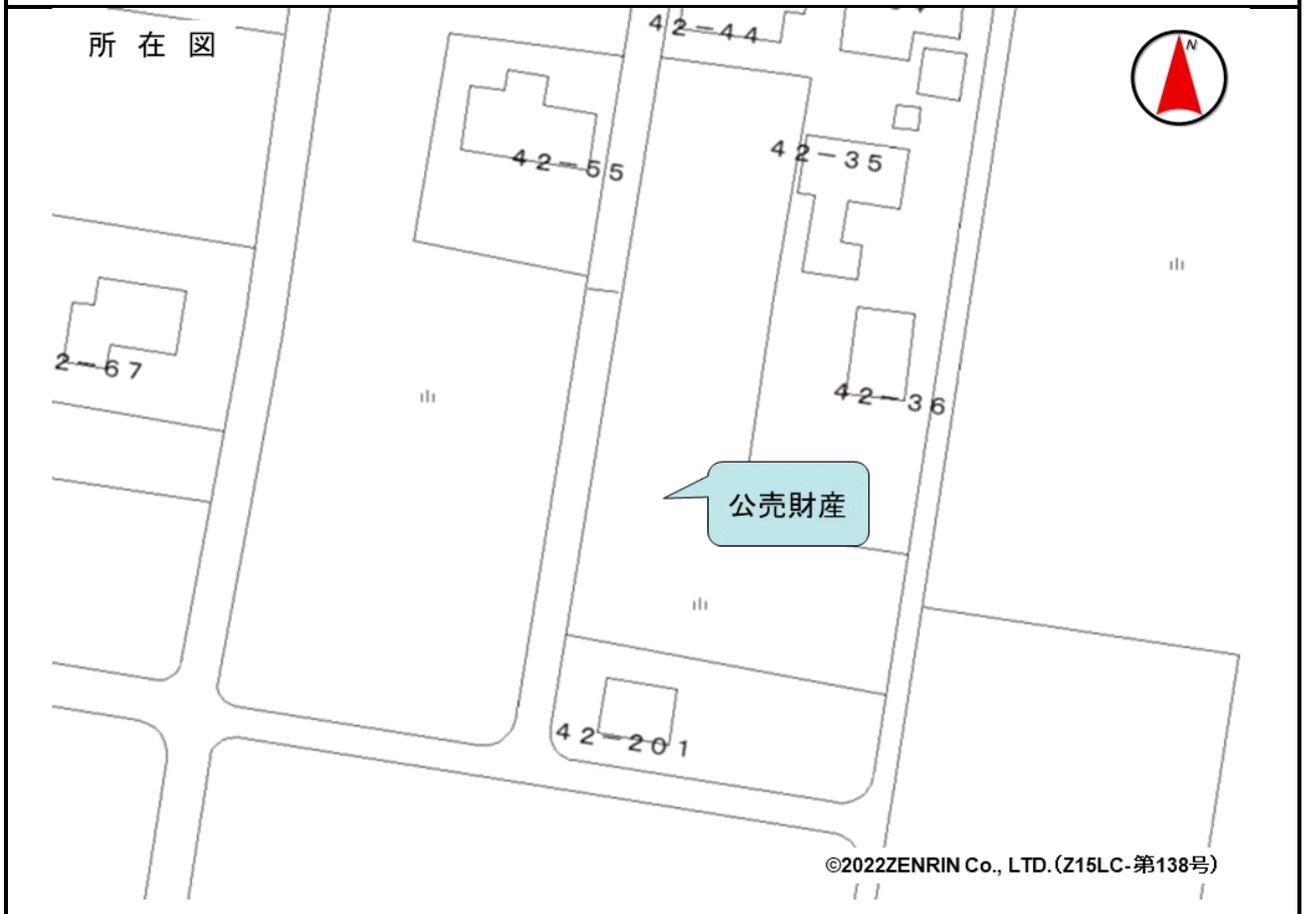


売却区分番号	926-3		
見積価額	¥490,000	公売保証金	要しない
財産の表示	<p>1 所在 北海道登別市上登別町 地番 42番47 地目 山林 地積 406㎡</p> <p>2 所在 北海道登別市上登別町 地番 42番462 地目 山林 地積 115㎡</p> <p>3 所在 北海道登別市上登別町 地番 42番515 地目 山林 地積 42㎡</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
公法上の規制	市街化区域 第二種住居地域 建ぺい率 60% 容積率 200%		
接道状況	公売財産は、西側で幅員約5メートルの未舗装市道「上登別6号線」に、ほぼ等高に接面する。		
地盤・地勢	公売財産1、2及び3は3筆一体で、間口約30.6メートル、奥行き約18.6メートルのほぼ長形状の画地であり、地勢はほぼ平坦である。		
使用状況等	公売財産は、令和6年5月現在、利用されていない。		
管理状況等	—		
特記事項	—		
住居表示等	北海道登別市上登別町42番47ほか		
最寄駅等	JR（北海道）室蘭本線 登別駅 北西方約8.4キロメートル（道路距離）		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	<p>1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等をご確認ください。</p> <p>2 掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。</p> <p>3 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。</p> <p>4 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処理については買受人が行うことになります。</p> <p>5 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</p> <p>6 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。</p> <p>7 権利移転及び危険負担の移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付した時です。</p> <p>ただし、法令等の規定により許可又は登録等を要する公売財産については、関係機関の許可又は登録等の要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。</p>		

売却区分番号	926 - 3		
見積価額	¥490,000	公売保証金	要しない
	<p>8 公売財産の権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。</p> <p>9 公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をご確認ください。</p> <p>10 売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。</p>		

売却区分番号

926-3

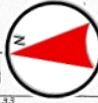




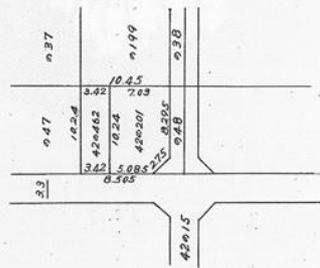
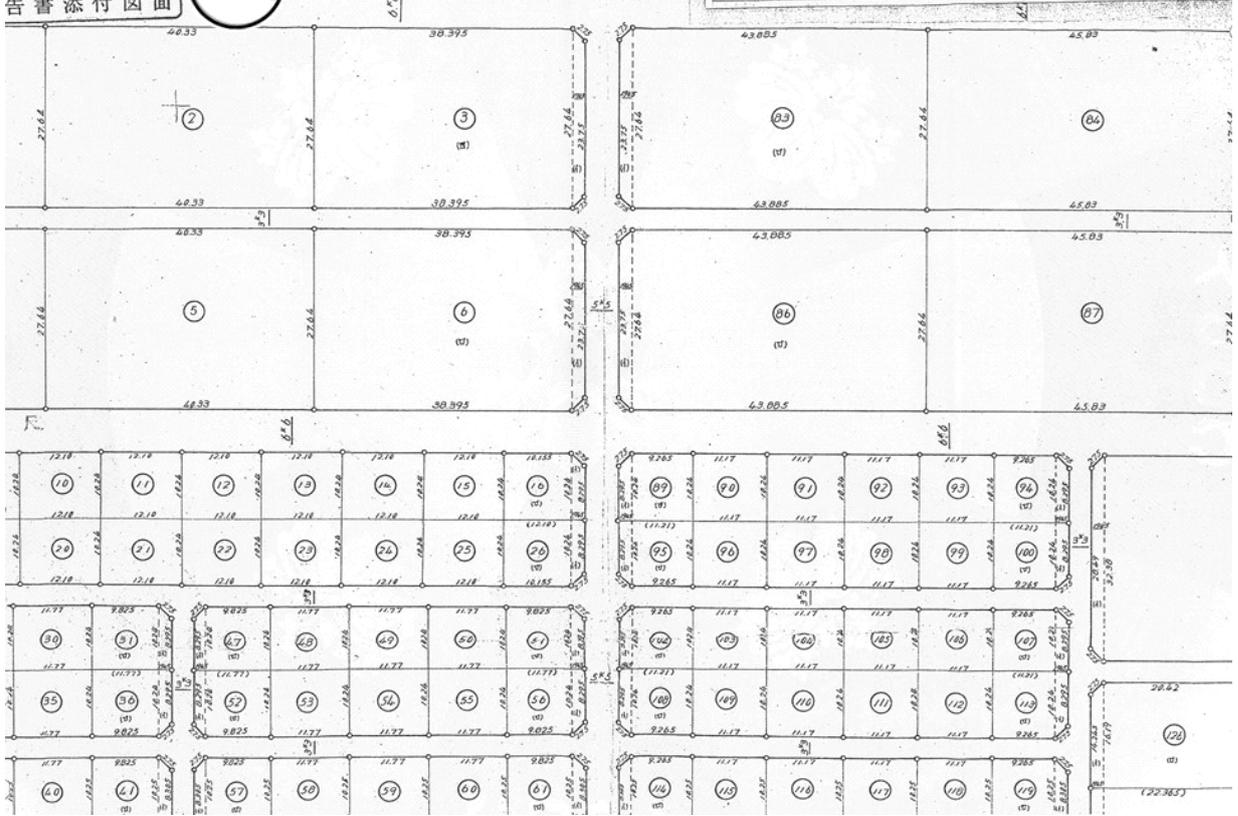
売却区分番号

926-3

〔法による表示  
土地台帳法による  
申告書添付図面



地積測量図  
地番 42-15-28-192  
土地の所在 琴別市土登別町



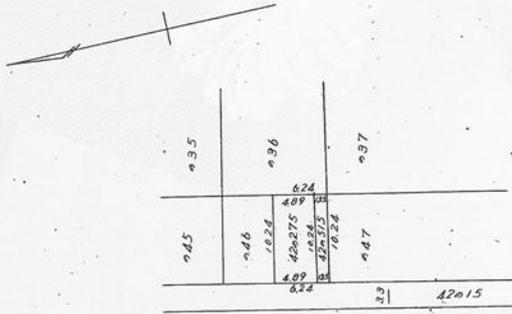
求積表

420201  
 (3畝15歩).....105.1164875-35.0208=70.0956875.....2畝10歩

420462  
 3.42 × 10.24 = 35.0208.....1畝05歩

元地積 四三番地100一山林 三畝一五歩  
 比の分等  
 四三番地100一山林 二畝一〇歩  
 四三番地100六三山林 一畝〇五歩

尺貫法による表示  
 旧土地台帳法による  
 申告書添付図面



元地積 四三〇七五山林 二畝〇三歩  
 此の分筆  
 四三〇七五山林 一畝三〇歩  
 四三〇五二山林 一三歩

求積表

420275  $\frac{63.8976 - 13.824}{(2畝203歩)} = 50.0736 \dots\dots 1畝20歩$

420515  $\frac{135 \times 10.24}{(2畝203歩)} = 13.824 \dots\dots 13歩$

尺貫法による表示

旧土地台帳法による  
申告書添付図面

